**第 8回実務委員会**

* **概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 2011-07-18 ~ 2011-07-21 | |
| 開催地 | 中華人民共和国 > 寧夏回族自治区, 銀川ケンピンスキホテル | |
| 開催者 | 中華人民共和国 > 寧夏回族自治区 | |
| 参加 | ５カ国25自治体および関係機関 | |
| 中華人民共和国 | 黒龍江省、山東省、河南省、寧夏回族自治区、湖北省、湖南省、山西省(オ)、遼寧省(オ) |
| 日本国 | 富山県、兵庫県、島根県 |
| 大韓民国 | 釜山広域市、大邱広域市、蔚山広域市、京畿道、忠清北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州特別自治道 |
| モンゴル国 | ボルガン県、 オルホン県 |
| ロシア連邦 | ブリヤート共和国、ザバイカリエ地方 |
|  | 関係機関 | 韓国外交通商部 |

* **内容**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  | | --- | | **▷2014年第10回総会を大韓民国全羅南道で開催、合意** | |  | | **▷大韓民国慶尚北道NEAR事務局再任及び長期設置に合意** | |  | | |  | | --- | | **▷生命・医療及び農業分科委員会の新設決定 ▷分科委員会設置及び運営に関する規定改正など** | | |  | |

* **合意文**

2011年7月19日、北東アジア地域自治体連合第8回実務委員会が、中国人民共和国寧夏回族自治区銀川市で開催され、「協力の深化で共に創っていく共同繁栄」を主題にして、日本、韓国、中国、モンゴル、ロシアの会員及び非会員自治体など5カ国24団体81名が参加した。

会議は、開幕式、連合の主要活動として2010年第8回京畿道総会結果報告、事務局及び8つの分科委員会の主要活動報告があり、NEAR発展のための提案などについて会員自治体の発表が行われ、引き続き大韓民国の全羅南道、慶尚北道、忠清北道とNEAR事務局が提案した議題について討論が行われた。

そして本実務委員会では、提案された議題について真摯に議論をした結果、2012年第9回総会のアジェンダを選定するなど、会議結果について合議がなされた。

会議の詳しい内容は次のとおりである。

【連合主要活動報告】

１．2010年第8回京畿道総会結果報告

第8代NEAR議長自治体である大韓民国京畿道は、2010年10月27日から10月29日まで「Shared Prosperity Through Cooperation(協力を通じた共同繁栄)」を主題にして、5カ国48団体121名が参加した中、第8回NEAR総会を開催した。主要事項としては2012年NEAR第9回総会開催地を中国寧夏回族自治区に決定し、連合憲章第7条(役員)、第20条(言語)の条文改正及びロシアケメロヴォ州の新規会員加入を承認した。会費制導入時期の案件については否決されたが、次期実務委員会で提起された場合は再び議論することにした。また、NEAR事務局が提案した、中央アジア地域の地方政府などを準会員として受け入れる「準会員制」導入案についても承認された。さらに分科委員会の構成員の明記に関する項目を修正した改正案を次期実務委員会に上程することにし、分科委員会の役割と機能を活性化するために現コーディネート自治体が希望する場合、共同コーディネート制を実施することができるよう決定した。

２．NEAR事務局主要活動報告

事務局では、1)会員自治体の各種国際行事と分科委員会の活動に参加･協力しており、実務者間の和合と結束を強化するために、2011年5月18日から5月20日まで、5カ国34自治体が参加した中、「2011NEAR実務者ワークショップ」を開催、2)連合の国際的地位を強化するためにAER、UNESCAPなど様々な国際機関と協力ネットワークを構築、3)4カ国の会員自治体から毎年職員の派遣を受け入れ、国際機関にふさわしい運営体制を整備、4)連合設立以後の連合の成果と活動を総まとめにした「NEAR白書」の発刊とNEAR Newsを隔月6カ国語で発刊･配付、5)北東アジア地域の共同発展のための実質的な方案を模索するために「グリーン成長のための北東アジア地域間協力」を主題にして、2010年10月26日、5カ国の経済･環境関連の学者及び専門家など300人余りが参加した中、「2010NEAR国際経済フォーラム」を開催、6)実務委員会と総会の円滑な準備のために議長自治体と緊密な協力を行い、行事の成功を支援する活動を行った。

３．分科委員会活動報告

1)経済通商分科委員会

大韓民国慶尚北道は、2009年12月、慶尚北道亀尾市で、5カ国50人余りの経済関連実務者が参加した中で、自治体別経済危機克服のための事例発表、経済通商分科委員会活性化方案などを議論する経済通商実務者ワークショップを開催した。また、2010年9月にFAOアジア太平洋地域総会、2010年10月に慶州G20財務大臣･中央銀行総裁会議が開催され、2012年9月から10月頃には北東アジア経済協力促進会議および貿易商談会が開催される予定である。

2)環境分科委員会

日本富山県は、第9回環境分科委員会以降の活動状況をまとめた報告資料を翻訳して会員自治体に送付しており、分科委員会の個別プロジェクト(黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の構築、海辺の漂着物調査など)調査を実施して、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)のホームページに掲載した。

なお、第10回環境分科委員会は2011年秋頃に開催する予定である。

3)教育･文化交流分科委員会

日本島根県は、ロシア連邦沿海地方のロシア民謡コーラスグループ「ヤルマルカ」を招聘して「北東アジア国際文化パレット」を開催し、島根県内の学校合唱部がヤルマルカと共演をするなどの公演が行われた。また、北東アジア地域の次世代を担う青年の人材育成を図るために、2011年7月29日から8月3日まで、参加地域の文化紹介、体験学習などの多文化交流を通じた交流プログラムである「2011北東アジア交流の翼 in しまね」を開催する予定である。

4)防災分科委員会

日本兵庫県は、2011年3月、「国際緊急援助」をテーマに、41名の実務者が参加した中で第9回防災分科委員会を開催した。2012年3月の第10回防災分科委員会では、2011年3月に発生した東日本大震災におけるカウンターパート方式の支援活動を紹介し、「コミュニティ防災力の向上」をテーマに防災訓練を体験してもらう計画である。

5)科学技術分科委員会

大韓民国京畿道は「バイオ技術の発展方案」を主題にして、2009年第2回科学技術分科委員会を開催した。4カ国9自治体24名のバイオ分野専門家が参加して、京畿道の科学技術政策の紹介、バイオ分野の国際協力事例の発表など、北東アジア地域のバイオ産業分野の情報共有と、最新技術の動向や情報の交流を行った。

6)海洋漁業分科委員会

中国山東省は、2009年の創設会議以来の2011年海洋漁業分科委員会の活動方案を提示した。海洋資原の科学的な利用のためのフォーラムを、2011年9月15日から9月18日まで中国山東省煙台市で開催し、再生可能な海洋資原の開発と海洋魚種及び海藻類の研究などの内容で行う予定である。また、海洋漁業企業や文化の視察活動も行われる。

7)観光分科委員会

中国河南省は、観光分科委員会の活動を通じて「河南･韓国文化観光交流の日(2010年4月18日)」「中国(鄭州)世界観光都市市長フォーラム(2010年6月)」「中国国際黄河観光フェスティバル(2011年5月)」などの行事を成功させるとともに、「鄭州-仁川観光チャーター機協議」を締結するなどの実質的な成果を収めた。また、2010年10月焦作市で「低炭素観光、北東アジアから始まる」を主題に、第２回観光分科委員会の定期会議を開催し、参加会員自治体の低炭素観光政策を紹介するなど、北東アジア地域の観光発展に寄与した。

8)エネルギー･気候変動分科委員会

大韓民国大邱広域市は、2012年4月、分科委員会の新設以後初めて会議を開催する。会員自治体間の政策交流と優秀事例を紹介し活性化するために、エネルギー･気候変動フォーラムを定期的に開催して、併せて新再生エネルギー専門展示会（2012Green Energy Expo）を開催する計画である。会員自治体の多くの参加と声援を要請した。

＊参加会員自治体は、連合の主要な活動報告を通して、分科委員会などの連合行事だけではなく、会員自治体の行事にも積極的に参加し、実質的な交流協力をさらに強化することにした。

【会員自治体発表及び討議事項】

１．中国寧夏回族自治区、2012年総会開催時期の提案

北東アジア地域の農業科学技術領域における交流協力を深化させるため、第9回総会を「北東アジア地域園芸産業セミナー」と連携させて2012年7月に開催することを提案し、討議した結果、合意を得た。

２．大韓民国韓国済州特別自治道、NEAR発展のための提案

1)分科委員会設置のための規定

組織的かつ体系的な分科委員会の運営のために、憲章に分科委員会の運営条項を追加し、コーディネート自治体の条件、役割などを明示する。

2)会員自治体の会議参加負担を解消するために、ワークショップと実務委員会の期間中に分科委員会を同時開催する。

3)実務委員会の開催時に、会議の特定の主題を決めて会員自治体の発表と議論をする必要があり、参加自治体間の円滑な意思疎通を図るためにWorking Languageが必要である。

という3つの提案があった。

これについて討議した結果、2)については、会議の同時開催は運営上困難であるという意見が提示され、3)のWorking Languageについては、既存の公用語体制を維持し、NEARの中長期的な発展課題として検討することにした。

３．モンゴルオルホン県、国際交流協力事例の発表

モンゴルオルホン県では、ロシア、中国内モンゴル自治区、ブルガリア、ドイツ、ハンガリー、アメリカなどを始めとして、連合会員自治体間の国際交流協力を推進しており、国際交流協力の拡大発展と国際交流について、地域内の企業や機関の参加強化と効率性を高めるために努力している事例を発表した。

【実務委員会の議題発表と審議等について】

１．大韓民国全羅南道、2014年第10回総会誘致の申込み

大韓民国全羅南道は、大規模な国際行事の開催等のノウハウをもとに、地方の世界化のなか国際社会の主役であるNEARの2014年総会誘致の申込みを行った。参加会員自治体の討議の結果、全羅南道で開催することに合意し、同内容を2012年第９回総会に正式に上程することにした。さらに、 2016年総会の開催地域については、国家別の配慮が必要であるという認識を共にした。

２．大韓民国慶尚北道、連合事務局歴任と永久設置の提案

大韓民国慶尚北道は、2004年連合事務局を誘致した後「事務局設置及び運営支援条例」を制定し、安定的な事務局運営のために財政と人材などを積極的に支援し、今後の連合事務局の歴任と永久設置を提案した。

参加会員自治体は、慶尚北道の貢献を高く評価し、討議をした結果、連合事務局の慶尚北道の歴任および長期的に設置することついて、実務委員会で合意し、同内容を2012年第９回総会に正式に上程することにした。

３．分科委員会新設の提案

大韓民国忠清北道と全羅南道がそれぞれ提案した「生命･医療産業分科委員会」と「農業分科委員会」の新設を討論の結果、決定した。

４．「分科委員会の設置及び運営に関する規程」改正の提案

2010年第８回総会で決定された共同コーディネート制の運営方案を明記し、分科委員会の構成員の明記に関する内容を修正した。

実務委員会では参加会員自治体の討議の結果、総会の決定及び会員自治体の提案等をもとに「分科委員会の設置及び運営に関する規程」の条文を改正し、改正事項を次期総会に報告することにした。

|  |  |
| --- | --- |
| **現　行** | **改正後** |
| **第5条(運営)** 1. 各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体(以下「コーディネート自治体」という。)を置く。. | **第5条(運営)** 1. 現行のとおり |
| **2　コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。** | **2　コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げず、希望する場合は共同コーディネート自治体と共同で運営することができる。** |
| 3　分科委員会の運営は、原則として通信方式(郵送、ファクシミリ等)により行うものとする。 | 3. 現行のとおり |
| **4　各分科委員会は、必要に応じて、会議を開催することができるものとする。** | **4　各分科委員会は、任期内に1回以上の会議または関連活動をしなければならない。** |
| **5　新設** | **5　分科委員会の運営の際、会員自治体の参加は、原則として5カ国10以上の会員自治体が維持されるよう努力する。** |
| **6　新設** | **6　実務委員会は、必要に応じて分科委員会の運営現況を評価することができる。** |

|  |  |
| --- | --- |
| **現　行** | **改正後** |
| **第6条(参加)　1　分科委員会への参加を希望する自治体は、各コーディネート自治体に対し参加申し込みを行う。** | **第6条(参加)　1　全ての会員自治体は連合の全ての分科委員会に参加する資格を持つ。** |
| **2　コーディネート自治体は、当該分科委員会の構成員に変動があった場合、実務委員会に報告する。** | **2. 削除** |
| **第8条(連合事務局との関係**)　コーディネート自治体は、**分科委員会で整理された内容を**事務局に送付し、事務局はそれを**分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。** | **第8条(連合事務局との関係**)　コーディネート自治体は、**分科委員会活動報告書または会議結果を**事務局に送付し、事務局はそれを**全ての会員自治体へ送付するものとする。** |
| 附　則  この規程は、2010年10月28日から施行する。 | 附　則  この規程は、2010年10月28日から施行する。  **附　則**  **この規程は、2011年7月19日から施行する。** |

5. 事務局で検討し提案した会費制の導入案については、討議した結果、導入には原則的に賛成し、導入時期は2016年NEAR創立20周年を節目に定め、過渡期的に2013年から3年間、「特別用途のための特別会費制」を導入することについて原則的に合意した。会費の差別化と負担方式については、2012年総会まで、追加的に補完して決定することにした。

附　　則

以上の北東アジア地域自治体連合第８回実務委員会の合意文は、英語とあわせて中国語、日本語、韓国語、モンゴル語、ロシア語の6カ国語で作成し、連合の全ての会員自治体に発送する。